

二級河川盛川水系

河川整備計画

令和5年3月

岩 手 県

目 次

第1章 河川整備計画の目標に関する事項	1
第1節 盛川水系の概要	1
第1項 自然と社会環境	1
(1) 流域概要	1
(2) 流域の自然環境	1
(3) 流域の社会環境	1
第2項 流域の水害と治水事業の沿革	2
(1) 流域の主な水害	2
(2) 津波の被害	2
(3) 治水事業の歴史	3
(4) 津波対策の歴史	3
(5) 治水事業等の課題	3
第3項 利水の現状と課題	4
(1) 水利用	4
(2) 渇水被害	4
(3) 利水の課題	4
第4項 河川環境の現状と課題	5
(1) 動植物及び景観	5
(2) 水質	6
(3) 河川環境の課題	6
第2節 河川整備計画の目標	7
第1項 計画対象期間	7
第2項 計画対象区間	7
第3項 洪水、津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	7
第4項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する事項	8
第5項 河川環境の整備と保全に関する事項	8
(1) 河川環境	8
(2) 河川利用	8
(3) 水環境	8
第6項 河川環境の維持管理に関する事項	8
(1) 生物	8
(2) 水質	8
(3) 地域連携	9

第2章 河川整備の実施に関する事項	10
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	10
第1項 河川工事の目的	10
第2項 河川工事の種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	10
(1) 整備計画区間	10
(2) 整備の内容	10
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	12
第1項 河川維持の目的	12
第2項 河川管理施設の維持の種類及び施行の場所	12
(1) 河道の流下能力維持	12
(2) 護岸・堤防等構造物の維持	12
(3) 水位・雨量の観測、水位の周知及び水質の監視	12
(4) 良好な河川環境の維持	12
(5) 親水性の維持	13
第3節 その他河川管理を総合的に行うために必要な事項	13
第1項 洪水時における対策	13
第2項 流域治水の推進	13
第3項 水質保全における対策	14
第4項 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等	14

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 盛川水系の概要

第1項 自然と社会環境

(1) 流域概要

盛川は、岩手県大船渡市に位置し、その源を高森山（標高 718m）に発し、山間部を南東に流れ、途中、鷹生川、立根川、中井川を合流しながら大船渡市街を貫流し、大船渡湾に注ぐ流域面積 129km²、流路延長 17km の二級河川である。

盛川流域の土地利用は、山林が 90%、水田や畑地等の農地が 5%、宅地等の市街地が 5%となっており、河口部は市街地を形成し社会、経済、文化の基盤をなしている。

河川勾配は、盛川合流点より上流の鷹生川で約 1/40、長安寺橋付近で約 1/150、中下流部で約 1/200～1/500 となっている。河川幅は鷹生川で約 20m、長安寺橋より下流で約 50m～170m となっている。

また、盛川は地域住民にとって大切な水の供給源であり、農業用水、養魚用水、都市用水等に利用されている。

(2) 流域の自然環境

盛川流域は、岩手県の海岸部で最も南に位置する地域である。流域中の最高峰は、盛川と鷹生川の分水界をなす五葉山(1,351m)であり、流域の地質は、シルル系堆積岩類の下位に基盤岩としての花崗岩並びに変成岩類で形成されている。流域の地形は、本・支流ともに左右両岸の崩壊が著しく、河口の大船渡市街地付近の谷底平野は、沖積層が 30m 以上堆積しており、断面形状は三角州の性格を有している。

自然環境は、大きく、渓流域の様相を呈しながら五葉山山系のイヌブナ林を流れる鷹生川上流域、オニグルミの河畔林が見られる盛川上流や鷹生川下流域、河道内をツルヨシが覆う盛川中・下流域、立根川や中井川、感潮域でありヨシ原が広がる盛川河口域に分けられる。

気候は太平洋側気候に属し、沖合で寒流の千島海流と暖流の日本海流がぶつかるため、海流の影響を受けている。夏は海からの風が入りやすく基本的には涼しいが、軒並み真夏日を越える日が多く、やませの影響も受け、冷夏となる年も多い。年間降雨量は 1,540mm 程度、平均気温は 12℃前後である。

(3) 流域の社会環境

盛川流域は全て大船渡市に属する。大船渡市の人口は、昭和 55 年の 50,132 人をピークに減少し、令和 2 年までの 40 年間で約 30%減少している一方で、盛川の中下流に市街地が形成され、氾濫域に人口・資産が集中している。

盛川の沿川には国道 45 号、国道 107 号及び三陸自動車道の広域的な道路網が形成されており、鉄道は JR 大船渡線※、三陸鉄道及び民間会社による貨物専用の岩手開発鉄道が運行されている。

また、県立自然公園となっている盛川最上流域の五葉山周辺や、盛川が注ぐ大船渡湾周辺の変化に富んだりアス式海岸(基石海岸)等、豊かな恵みを育む山や自然を目的に盛川周辺を訪れる観光客も多い。さらに、鷹生川下流域や盛川上流域は、ヤマメやイワナ等の溪流魚のほかアユも多く生息しており、釣りシーズンには多くの釣り人が訪れる。

なお、盛川ではサケふ化放流事業が行われている。

※東日本大震災による被災後、BRT（バス高速輸送システム）で運行中

第2項 流域の水害と治水事業の沿革

(1) 流域の主な水害

盛川水系は、古くより度重なる洪水被害に見舞われており、昭和22年のカスリン台風及び昭和23年のアイオン台風と度重なる大きな台風が襲った。

その後、昭和52年の発達した低気圧により、浸水家屋354戸、被害総額1,193百万円、昭和54年の台風20号により、浸水家屋187戸、被害総額973百万円等の被害が発生した。平成に入ってから平成6年9月洪水や、平成11年7月洪水、平成14年7月洪水などに見舞われている。

(2) 津波の被害

三陸沿岸は津波の常襲地帯であり、これまでに幾度となく大規模な津波により甚大な被害が発生しており、盛川流域の大船渡市においても昭和8年3月の三陸大津波、昭和35年5月のチリ地震津波により甚大な被害を受けている。なかでも、昭和35年5月24日のチリ地震津波は、死者・行方不明者53人、被害家屋棟数は2268棟、被害総額81億円の甚大な災害となった。その後、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震で発生した津波によって、大船渡市で死者340名、行方不明79名、全壊3,938棟の被害が生じた。また、この地震に伴う地殻変動により、広域的な地盤沈下が発生し、大船渡市では約60～70cmの地盤沈下が確認されている。

表1 大船渡市における過去の津波被害

水害生起日	災害名	被害状況				
		人的被害			被害家屋棟数(棟)	被害額合計(百万円)
		死者(人)	行方不明者(人)	負傷者(人)		
M29. 8. 15	明治三陸地震津波	3,174	-	363	1,582	不明
S8. 3. 3	三陸大津波	253	151	216	1,737	不明
S35. 5. 24	チリ地震津波	52	1	302	2,268	8,156
S43. 5. 16	十勝沖地震	-	-	-	6	485
H23. 3. 11	東日本大震災津波	340	79	不明	3,938	不明

出典：大船渡市地域防災計画、岩手県HP「東日本大震災津波による岩手県の被害状況」

(3) 治水事業の歴史

治水対策としては、昭和 22 年のカスリン台風及び昭和 23 年のアイオン台風を契機に盛川下流部の整備に着手し、さらに昭和 49 年から盛川下流部及び長安寺橋下流付近までの中流域において整備を進めており、平成 20 年までに改修工事が概成している。

さらに、沿川の大船渡市は市街化が著しく進み、地域住民からは抜本的な治水計画を強く望まれていたことから盛川総合開発事業により昭和 60 年から鷹生ダムの建設に着手し、平成 18 年度に完成しており、流域の治水安全度の向上が図られてきている。

表 2 盛川水系の治水事業

事業名	期間	区間
局部改良事業 (中小河川改良事業)	昭和 29 年度～ 昭和 37 年度	川口橋～権現堂橋間
小規模河川改修事業 (立根川)	昭和 48 年度～ 昭和 62 年度	立根川
中小河川改修事業	昭和 49 年～ 平成 20 年	立根川合流点～長安寺橋上流
河川環境整備事業	昭和 53 年～ 平成 3 年度	佐野橋上流～立根川合流点
盛川総合開発事業	平成 2 年度～ 平成 18 年度	鷹生ダム (平成 18 年完成)

(4) 津波対策の歴史

河口部については、昭和 35 年 5 月のチリ地震津波を契機として、昭和 38 年から昭和 42 年まで運輸省直轄施工により整備された湾口防波堤のピークカット量を考慮し、湾内の計画高を T.P.+3.4m に設定し、津波堤防の整備が行われた。

平成 23 年 3 月の東日本大震災津波では、発災を契機に「岩手県津波防災技術専門委員会」が組織され、盛川河口部の計画堤防高が T.P.+7.5m と新たに定められた。

表 3 盛川水系の津波対策事業

災害名	期間	堤防高
チリ地震津波	昭和 38 年度～ 昭和 42 年度	T.P.+3.4m
東日本大震災津波	平成 24 年度～	T.P.+7.5m

(5) 治水事業等の課題

盛川では、東日本大震災津波を契機とした河川津波対策を推進するため、地域づくり等と整合を図りながら堤防の整備等を行うことが急務となっている。

また治水対策としては、河川改修の進捗や鷹生ダムの建設に伴い、洪水に対する流域の治水安全度は一定程度確保されている。

しかし、整備段階あるいは計画規模を上回る洪水や津波も考えられることから、避難による人命の保護を最優先に情報伝達体制の整備及びハザードマップの作成や水防体制整備の支援などソフト面の充実に努めるとともに、土地利用や避難施設の整備などの多

重防災型まちづくり等により、被害の最小化を目指す必要がある。

さらに、行政機関による内水対策、森林整備、治山対策等や、住民自らの住まい方の工夫や主体的な避難等、流域のあらゆる関係者と協働して水害を軽減する、流域治水の推進を図っていく必要がある。

第3項 利水の現状と課題

(1) 水利用

盛川水系の水は、主に農業用水として利用されており、この他は養魚用水、都市用水、鷹生ダムにおける発電用水として利用されている。

(2) 渇水被害

盛川では、昭和36年や昭和48年、昭和50年、昭和62年、平成2年、平成6年等過去に幾度となくかんがい用水不足の被害に見舞われている。特に昭和48年には水稻をはじめ多くの被害が発生した。また、同年7月には空梅雨の影響により立根地区の簡易水道水源が枯渇し、立根小学校への水道水が供給停止となったのをはじめ、大船渡町高台地区及び末崎町の水源が枯渇し断水措置がとられた他、8月には水不足が更に深刻化し、大船渡市から水道水の大口利用者である市内の事業者に対して20%の減水要請を出す事態となり、市民の間から安定的な給水を望む声が上がった。

その後、平成18年の鷹生ダムの完成により安定的な水源が確保されたのちは、渇水被害は報告されていない。

(3) 利水の課題

盛川水系には許可・慣行の水利権が設定されており、農業用水、養魚用水、都市用水、発電用水として利用されていることから、今後も河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、渇水に関する情報提供・情報伝達体制を整備し、渇水発生時の被害を最小限に抑えることが重要である。

また、正常流量確保のため、今後も必要な基礎データを収集・蓄積していく必要がある。

第4項 河川環境の現状と課題

(1) 動植物及び景観

盛川水系の自然環境は、大きく、渓流域の様相を呈しながら五葉山山系のイヌブナ林を流れる鷹生川上流域、オニグルミの河畔林が見られる盛川上流や鷹生川下流域、河道内をツルヨシが覆う盛川中・下流域、立根川や中井川、感潮域でありヨシ原が広がる盛川河口域に分けられる。

・ 鷹生川上流域

溪流の後背山地と溪畔林が連続し、落葉樹を主体としたこれらの樹林から供給される豊富な餌資源に支えられてイヌワシ等の高次消費者やニホンジカ等の大型哺乳類が生息している。また、豊かな溪畔林は、イワナ・ヤマメ等の溪流性の魚類を育み、これを目当てに訪れる釣り人も多い。なお、最上流域の五葉山周辺は県立自然公園になっている。

・ 鷹生川下流域及び盛川上流域

やや平地に移行し流れが緩やかになるものの渓流域の様相を呈し、オニグルミの河畔林が発達し川面に陰を落とす。陸域と水域の間にこのような河畔林が発達しているため、ニホンジカやタヌキ等の中・大型の哺乳類が出現する。また、緩やかな流れを反映して、ヤマメやイワナ等の溪流魚のほかアユも多く生息しており、釣りシーズンには多くの釣り人が訪れる。

・ 盛川中流域

河原にツルヨシが繁茂するやや単調な環境であるが、水域は早瀬や平瀬、淵、とろ等、多様な流れを見せる区間で、淵にはそれぞれ名前が付けられる等、住民の利用も多様で活発である。特に、長安寺橋の上流は、岩が露出したゲンキョと呼ばれる淵の下流に、白波を立てる早瀬があり、特徴のある景観が地元住民に親しまれている。瀬では、アユ等の瀬を好む魚類とそれを狙うミサゴやカワセミ等の水辺の鳥類が、淵では、ウグイ等が見られる。特に、ナメタラ淵は本水系最大の淵であり、多くの魚類が生息している。また、ツルヨシが繁茂する河原は、昆虫類や小動物の生息環境となり、これを狙ってキツネやイタチ等が現れる。特に、ナメタラ淵周辺は山付き区間であり、これらの中型哺乳類のほか、ツキノワグマ等の大型哺乳類も水飲み等のため現れる。

・ 盛川下流域

河川敷がランドとして活用される等、人の積極的な係わりがある区間であるが、ツルヨシの群落やヤナギ林なども多く、こういった環境を生息域とするイタチやタヌキのほか、時にはニホンジカ等の大型哺乳類も水を飲む等のために現れる。特に、佐野橋の上流はやや自然性が高く、ガマやミクリが生育するランドや、イタチの巣穴があるヤナギ林等、河道内に多様な環境が成立している。

・ 河口域

汽水の緩やかな流れであることから、ヨシガモ等のカモ類が生息するほか、ボラやヌマガレイ等の汽水魚が多く生息する。特に、佐野橋付近には、ヨシ原が広がり、良好な景観を形成しているほか、オオヨシキリや多くの魚介類に生息と繁殖の場を提供

している。さらに下流の右岸には干潮時に干出する若干の干潟があり、アオサギやダイサギをはじめとするサギ類やシギ類が採餌のために飛来している。また、干潟では、コアマモが生育するが、干潟環境で生育する海草は本種のみであり、岩手県内でも宮古湾以外では生育しないとされていることから、貴重である。

(2) 水質

水質については、盛川及び立根川が「生活環境の保全に関する環境基準」に係る A 類型に指定され、現状の水質では、全 4 か所の環境基準点（盛川：権現堂橋、佐野橋及び川口橋 立根川：一中前橋）において BOD75%値は環境基準を満足している。また、環境基準点以外でも鷹生川では、鷹生ダム直下、鷹生ダム地点、鷹生ダム流入前で水質観測が行われており、いずれの地点においても BOD75%値は環境基準（河川 A 類型）を満足している。

(3) 河川環境の課題

河川環境では、希少種を含む動植物、魚類、両生類等が生息する環境を維持・保全するとともに、河川の親水利用等に配慮していくことが求められる。

河川及び河川の自然とのふれあいのため、既に整備され利用されている河川公園等を良好に維持し、必要に応じ河川の利用状況に応じた周辺整備の検討が望まれる。

水質については、本川、支川ともに環境基準を概ね満足しており、この良好な河川環境を将来にわたって維持することが望まれる。

第2節 河川整備計画の目標

第1項 計画対象期間

河川整備基本方針に定められる河川整備には、長期間を要することから、段階的に目標を定め、整備および維持管理を進めるものとする。今次河川整備計画の対象期間は、本年度を初年度とし、概ね30年間とする。本計画は現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定したものであり、策定後にこれらの状況変化や新しい知見、技術の進歩、急激な社会情勢の変化などにより計画の見直しの必要が生じた場合には、見直しを行うものとする。

第2項 計画対象区間

本河川整備計画の対象区間は、盛川水系の岩手県知事管理区域とする。

表4 計画の対象とする河川

水系名	河川名	支川	対象区間	指定延長(m)
盛川	盛川	—	河口（大船渡湾）～指定区間上流端	10,800
	鷹生川	1次	盛川合流点～指定区間上流端	7,309
	立根川	1次	盛川合流点～指定区間上流端	4,000
	中井川	1次	盛川合流点～指定区間上流端	1,000

第3項 洪水、津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

洪水対策としては、河川改修の進捗や鷹生ダムの建設に伴い、整備対象区間において概ね50～100年に1回程度の確率の降雨で発生する流量に対し流下能力が確保されたことから、今次整備計画では新たな工事区間を設定しないものとするが、引き続き河道の流下能力や河川管理施設の適切な維持に努めていく。

河川津波対策としては、明治三陸津波程度の「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防により津波災害を防御するとともに、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すものとする。

堤防の整備にあたっては、設計対象の津波高を超え、堤防の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすといった構造上の工夫を施すこととする。また、地震対策として、堤防の耐震・液状化対策を実施する。

第4項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する事項

河川水の利用に関しては、概ね10年に1回程度起こる渇水時においても流水の正常な機能の維持を図る。流水の正常な機能を維持するためには必要な流量については、利水の現況、動植物の保護等を考慮し、権現堂橋地点で約0.96m³/sとする。

併せて、盛川の権現堂地点における流況の把握に加え、関係機関と連携して節水等の啓発活動を推進し、適正かつ合理的な水利用の促進を図る。また、渇水時における情報収集・提供の体制を整備し、渇水による被害が最小限になるよう努める。

第5項 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境

河川環境に関しては、水と緑が織りなす現状の良好な景観の維持、河畔林の保全及び魚類等水生生物の移動を妨げないよう河川の連続性の維持など、多様な動植物の生育・生息・繁殖に配慮し、環境の保全に努める。

(2) 河川利用

河川の利用にあたっては、流域住民との関係をより緊密にし、河川愛護意識の高揚を図り、住民参加による河川管理を実行するとともに、地域の人々にとって川が引き続き美しく親しみやすい空間であるために、地域の人々と共に河川清掃を実施するなど河川美化に努める。

(3) 水環境

水質に関しては、BOD値が環境基準を満足しているものの、大腸菌群数の環境基準の超過が問題として残る。下水道整備など関係機関と連携しながら、良好な水質の保全に努める。

第6項 河川環境の維持管理に関する事項

(1) 生物

河川水辺の国勢調査等の調査を定期的実施して魚類相の経年的な変化をモニタリングし、環境悪化等が生じた場合の対策検討に資するための基礎情報を蓄積する。河道掘削や立木伐採等の河川維持等を行う際には、単調な河床形態の造成は避け、平瀬・早瀬・淵といった水生生物の多様な生息環境を確保に努める。また、河畔林等を適度に保全し、河岸生態系の保全や魚類等の退避場所を確保する。

(2) 水質

定期水質調査を経年的に実施し、水質の環境基準達成状況等についてモニタリングを行い、水質悪化等が生じた場合の対策検討に資するための基礎情報を蓄積する。

(3) 地域連携

地元 NPO 団体等の実施している河川清掃活動等に協力し、河川環境の保全に努める。

地元小中学校等の「総合学習」に協力して学習会や河川清掃活動等を開催し、水質保全・河川環境保全・生物多様性についての啓蒙活動に努める。

第2章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 河川工事の目的

盛川水系の河川工事は、明治三陸地震津波相当の「施設計画上の津波」に対する築堤整備により、津波被害の軽減を図ることを目的とする。

第2項 河川工事の種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 整備計画区間

盛川河口部から 1.2km 付近において、堤防整備を行う。

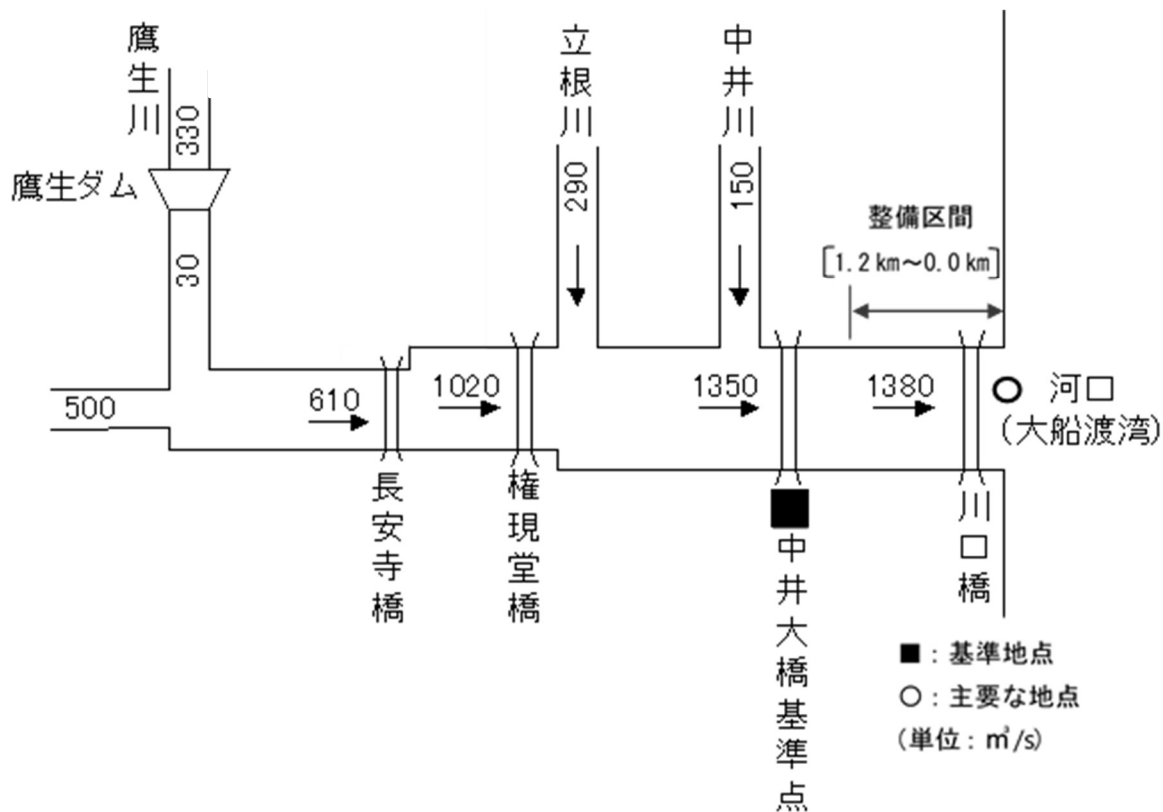


図1 流量配分図

(2) 整備の内容

① 工事の内容

津波による被害を軽減するため、明治三陸地震津波相当の「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、河川堤防等を整備し、海岸における防御と一体となって津波災害を防御するものとする。堤防の整備にあたっては、設計対象の津波高を超え、堤防の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすといった構造上の工夫を施すこととする。

②配慮事項

築堤の施工にあたっては、周辺環境の現状把握を行い、河川環境に与える影響が極力少なくなるよう、関係機関と調整、連携しながら、施工時期、施工方法等に配慮し、濁水の発生を極力抑えるものとし、周辺住民への騒音対策にも努める。

また、適宜専門家から意見を聴くものとし、地域住民や関係機関と調整、連携しながら川づくりを進めていく。

工事実施前、工事中、工事実施後に必要に応じて環境調査を実施し、河川環境の変化について把握し、河川工事や維持管理に活用する。

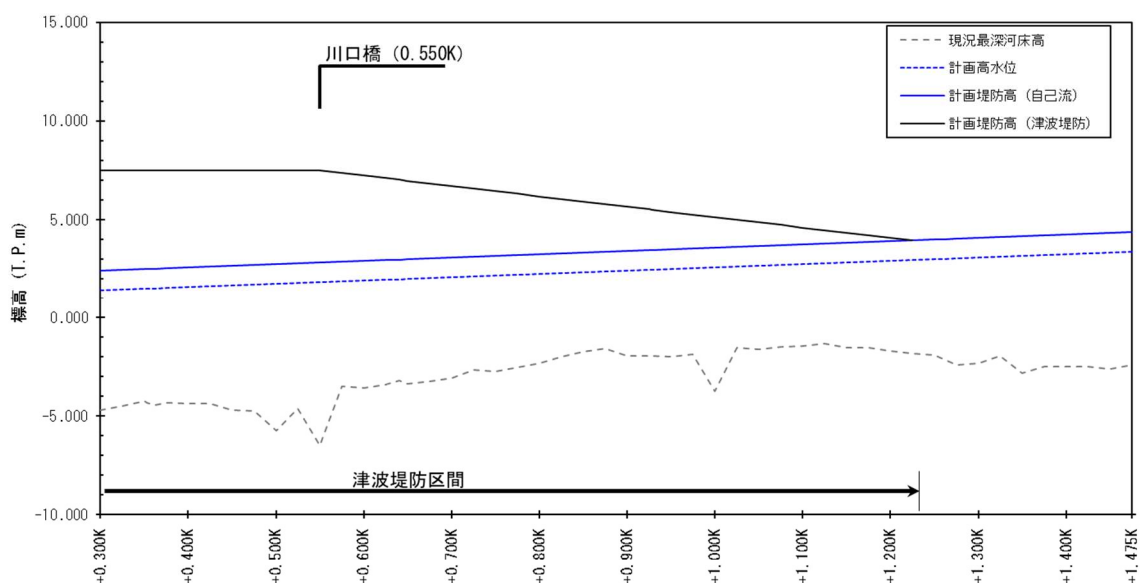


図2 縦断面図

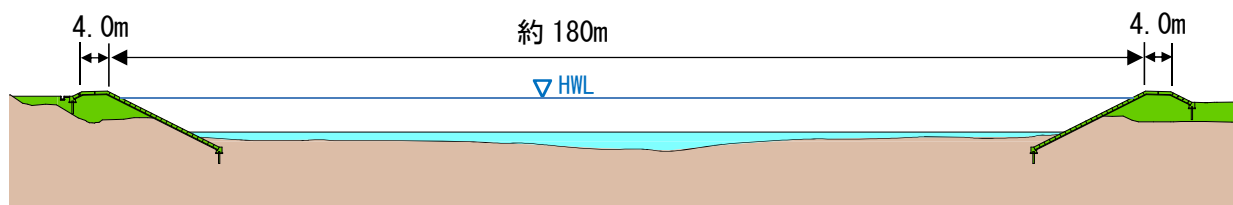


図3 標準断面図

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 河川維持の目的

地域住民に対して安全でかつ安心感を与えるとともに、潤いややすらぎを感じ続けることができるように、河川の治水安全度の確保や良好な河川環境の維持管理を実施する。

第2項 河川管理施設の維持の種類及び施行の場所

(1) 河道の流下能力維持

出水時及び出水後において、河川巡視により土砂堆積、倒木及びゴミ等の状況を把握することを基本とし、早期に情報を把握するため関係機関との連絡体制を強化し、河積阻害等、治水上支障があると判断される場合には、樹木の伐採、土砂撤去等の対策を講ずる。

また、流水の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木群等については必要に応じて伐採方法について検討し、良好な河川環境の保全と整備を図ることができるような維持管理を推進する。

(2) 護岸・堤防等構造物の維持

堤防や護岸などの河川管理施設の機能が維持されるように、定期的な点検や維持修繕工事を行うとともに、長寿命化計画を立案し、施設の長寿命化を図る。洪水により機能が損なわれる危険がある場合は機能維持を図るため、また、機能が損なわれた場合には、速やかに機能回復を図るための必要な対策を講じるよう努める。堤防については、変状箇所の早期発見等、堤防機能の維持を主な目的として除草を実施する。

橋梁、堰、樋管等の許可工作物について河川管理施設同様の維持管理水準を確保できるように各施設管理者と協議し、適正な維持管理を行うよう指導する。

(3) 水位・雨量の観測、水位の周知及び水質の監視

流域内の河川水位や雨量の観測を継続的に実施する。

また、洪水時等には、迅速かつ的確に河川情報等を収集し、一般住民の避難、防災活動のための情報として関係市町に周知し、報道機関・インターネット・携帯電話等を通じて一般住民への情報提供に努める。また、流域内河川の水位情報について関係機関への迅速かつ確実な情報連絡を行うとともに、水位周知河川については報道機関等を通じて地域住民への情報の周知に努めることとする。

流域内の県管理河川については、順次、洪水浸水想定区域の指定を行う。

水質調査についても県が継続的に実施するとともに、油流出等の不測の事態が発生した際には関係機関と連携・対応し、流域内河川の水質の維持に努める。

(4) 良好な河川環境の維持

河川や水辺環境の現状やその変遷を把握するために、今後も適宜環境調査を実施する。その調査結果をもとに、河道の流下能力維持、護岸、堤防等構造物の維持の際にも配慮するなど、良好な河川環境を維持するために必要な対策を実施する。

また、流域住民との連携を推進し、地域の人々とともに河川美化や河川から海岸に至るごみの発生抑制を図るため、河川清掃の実施に努めるほか、良好な河川環境を維持するための啓発活動を推進する。

(5) 親水性の維持

河川空間は地域住民の憩いの場、やすらぎの場、遊びの場として有効に利用されている。そのような親水空間や親水設備の機能や、そこに広がる河川環境が将来にわたって維持されるよう、関係機関や地域住民と連携しながら維持管理に努める。

また、子どもたちや高齢者の方々にも安心して川とふれあえるようなユニバーサルデザインに配慮した空間整備も、関係機関や地域住民と連携しながら推進する。

第3節 その他河川管理を総合的に行うために必要な事項

第1項 洪水時における対策

河川の整備途中段階や計画規模を上回る洪水に対しては、河川管理者の対応だけで被害を軽減することは難しいことから、関係市町、水防団、地域住民等、流域のあらゆる関係者と協働して洪水時における被害を防止・軽減する流域治水の考え方に基づき、次の取組を行う。

- 洪水時・災害時は迅速かつ的確に河川情報等を収集し、地域住民の避難、防災活動のための情報として、岩手県水防計画、大船渡市水防計画等に基づき、関係機関及び地域住民へ情報提供を行う。
- 流域内の水位周知河川において、避難の目安となる水位に達した場合は、関係機関への迅速かつ確実な情報連絡を行うとともに、関係機関と連携して地域住民への周知に努める。
- 出水時に特に注意を要する箇所である重要水防箇所について水防管理団体（関係市町及び水防団）等の関係機関と共通認識を図る。
- 想定最大規模の降雨に対応した浸水想定区域の指定等により、関係市町が公表する洪水・津波ハザードマップ（避難場所及び避難経路等を明示した図面）の作成を支援する。
- 地域住民の的確な避難行動につなげるため、関係機関や地域住民との連携・協働により地域住民における防災意識向上を図る取組を行う。
- 河川監視カメラの画像を提供し、避難の促進を図る。

第2項 流域治水の推進

気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要がある。

盛川水系においては、流域のあらゆる関係者との協働、連携体制を構築するため、流域治水協議会を設置するとともに、国・岩手県・大船渡市・企業・住民等のあらゆる関係者に

より流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、具体的な治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を進めていく。

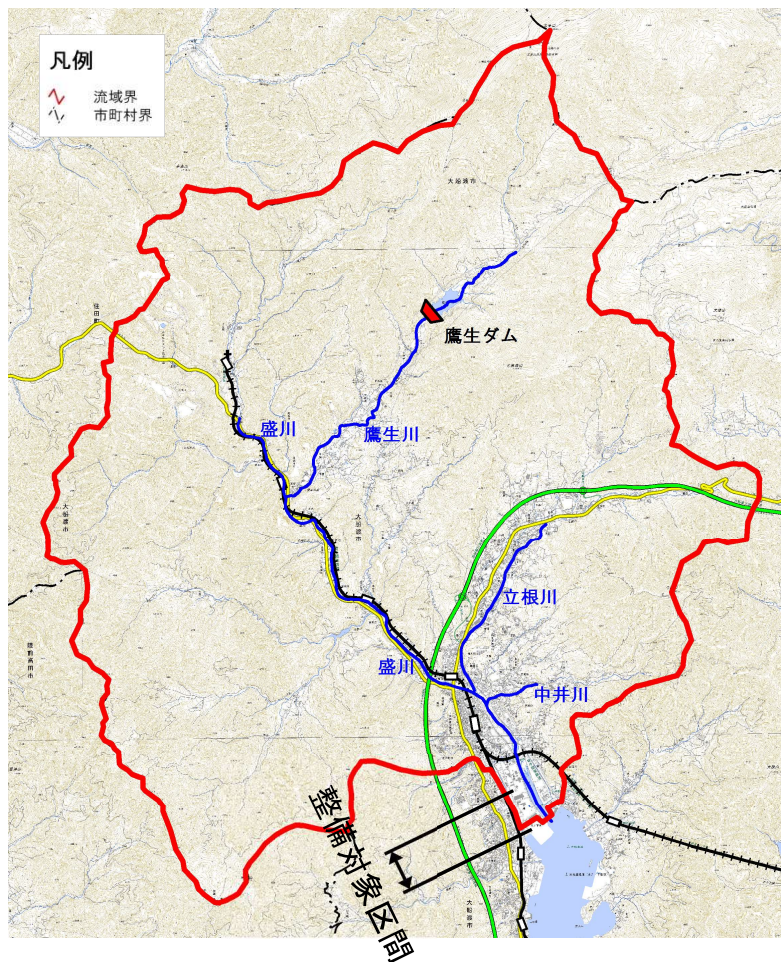
第3項 水質保全における対策

地域住民に対して水質、水量の保全の必要性を認識してもらうため、広報活動等の啓発活動を行う。また、油流出事故等が起きた際は関係機関と連携を取り合い、迅速な対応に努める。

第4項 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等

盛川流域の豊かで多様な自然と、歴史と文化にあふれ、活力ある良好な地域特性を将来へ引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。

このため、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供するとともに、河川愛護思想の定着と啓発に努め、住民参加による川づくりや河川の清掃等の活動を支援する。



整備区間	整備目的	整備内容
河口～+1.2k	津波対策	堤防整備

図4 整備対象区間